

番号	内容	関係条項
4	建築物及び建築の定義	法第4条第10項

都市計画法において、「建築物」とは建築基準法第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条第13号に定める建築をいいます。

(1) 建築物

建築基準法第2条第1号に定める「建築物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものです。

※土地利用を行う土地の区域内に建築物（又は特定工作物）が存在しない場合は、開発許可制度の対象外となりますが、建築物に該当するか判断に迷う場合は、当該土地を所管する県土整備事務所建築指導課へお問い合わせください。

(2) 建築

建築基準法第2条第13号に定める「建築」とは、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいいます。

①新築：新たに建築物を建てることをいいます。

②増築：一の敷地内にある既存の建築物の延床面積を増加させることをいいます。

ただし、都市計画法第43条の適用にあたっては、規模が著しく異なる場合は新築とみなされます。

③改築：建築物の全部若しくは一部を除却した後、又は災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを建てることをいいます。

④移転：建築物の全部若しくは一部を同一敷地内の別の位置に移すことをいいます。したがって、建築物を現在の敷地から他の敷地に移す場合は、移転ではなく、新築又は増築として取扱います。

